

行方市地域包括支援センター運営業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

行方市では高齢者の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、行方市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置している。

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業及び法第115条の22に基づく業務を実施するセンター運営業務受託業者を選定する公募型プロポーザル方式の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務名称

行方市地域包括支援センター運営業務

3 募集圏域

日常生活圏域	センター設置数	基本職員必要人数	高齢者人口 （令和8年4月末日 現在）
麻生・北浦・玉造地区	1	各職種7名＋事務職1名	11,854人

4 業務内容

センター運営業務

(1) 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

イ 地域ケア会議開催に関する業務

ウ 認知症総合事業に関する業務

エ 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業を推進する市及び関係者との連携

(2) 一般介護予防事業を実施する市との連携

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

(4) 指定介護予防支援事業に関する業務

各業務の詳細については「行方市地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとする。なお、今後発布されるセンターに係る政令省令で規定される業務を含むものとする。

5 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

ただし、市が毎年度運営状況を良好と認め、かつ行方市地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）から「委託継続」の承認を得る必要がある。

また、次に該当する場合、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除することができる。契約の解除にあたっては次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎを行うこととする。

(1) 法令や要項等を遵守しない場合

(2) 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、市の是正指示に従わない場合

(3) 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合

(4) その他、市及び運営協議会が委託することが適さないと判断した場合

6 センターの運営財源等

(1) 委託料の額

令和 9～13 年度(令和 9 年4月1日から令和 14 年3月31日の委託料は、人件費と運営費として以下の額を上限とする。

【麻生・北浦・玉造区】

年度	委託料
令和 9 年度	57,264,000 円
令和 10 年度	57,800,000 円
令和 11 年度	58,308,000 円
令和 12 年度	58,806,000 円
令和 13 年度	59,505,000 円

(2) 指定介護予防支援業務

介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画費(介護報酬)及び介護予防ケアマネジメントに係る手数料は委託料とは別に受託者の収入とするので、受託者が独自に従事者を雇用(委託料に計上しない)するものとする。

(3) 年度業務終了後に、収支決算書を提出し、その際にセンターの運営費から介護予防支援等に係る報酬額を控除した額が、委託料を下回った場合についてはその差額を報告後に返還するものとする。

7 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約

8 実施日程

項 目	期 日
公募の公告	令和8年7月7日(火)
質問書の受付期間	令和8年7月13日(月)午前9時～ 令和8年7月31日(金)午後5時
質問に対する回答	令和8年8月7日(金)まで
参加表明書の提出期間	令和8年8月10日(月)午前9時～ 令和8年8月31日(月)午後5時
応募資格の確認及び結果の通知	令和8年9月9日(水)までに通知
提案書等の提出期間	令和8年9月14日(月)午前9時～ 令和8年9月28日(月)午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	令和8年10月 7 日(水)(予定)
審査結果の通知	令和8年10月下旬

※ スケジュールは予定であり、変更する可能性もあります。変更の場合、ホームページでお知らせしますので適宜ご確認ください。

9 参加資格

プロポーザルに参加を希望する法人は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の67に規定する法人で、以下に掲げる要件を全て満たす法人でなければならない。なお、契約締結までの間に、各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、資格を失うものとする。

- (1)在宅介護支援センター、社会福祉法人、医療法人であること。また、それ以外の法人の場合、包括的支援事業を実施することを目的として設置することができる公益法人またはNPO法人であること。
- (2)仕様書に定める場所にセンターを設置できること。
- (3)センターの職員体制は以下のとおり配置すること。

【麻生・北浦・玉造区】

ア 職員別配置人数(基準)

保健師その他これに準ずる者	2名
社会福祉士その他これに準ずる者	2名
主任介護支援専門員その他これに準ずる者	2名
上記資格のある者	1名

イ その他 事務職員 1名

- (4)法第115条の22第2項各号のいずれかに該当しないこと。
- (5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (7)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立がなされていないこと。
- (8)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (9)福祉分野における事業において、本業務に応募する法人または本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により指定の取消し、指定の全部または一部の効力の停止等の処分を過去5年以内に受けていないこと。
- (10)国税及び地方税を滞納していないこと。

10 公募方法及び資料の配布

公募に関する公告は、行方市ホームページにおいて次のように行う。

(1)公表

令和8年7月7日(火)

(2)配布資料

- ア 行方市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- イ 行方市地域包括支援センター運営業務委託仕様書
- ウ 提出用様式一式

(3)配布方法

行方市ホームページからダウンロードすること。

11 質問書の受付及び回答

本件に関する質問は、次により受付し回答する。

(1)受付期間

令和8年7月13日(月)午前9時～令和8年7月31日(金)午後5時

(2)提出先

行方市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ
所属メールアドレス: name-kaifuku@city.namegata.lg.jp

(3)提出方法

質問書を電子メールにより提出する。

※ メールタイトルを「【法人名】行方市地域包括支援センター業務委託質問書」とする。

(4)質問に対する回答

質問のあった者には、令和8年8月7日(金)までに電子メールにより回答する。

また、市ホームページにて公表する。

12 参加表明書の提出

このプロポーザルの参加を希望する法人は、以下の書類を提出し、参加の意思表示を行うものとする。

(1) 提出書類

以下の書類を正本1部、副本1部の合計2部を提出すること。なお、各様式を補足する参考資料の添付も可とする。

提出書類は、A4版縦型ファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックス付きの仕切りを入れ、次の書類を順番に綴じること。

- ア プロポーザル参加意向申出書(様式1)
- イ 誓約書(様式6)
- ウ 法人概要及び法人実績(様式7)
- エ 役員等名簿(様式8)
- オ 納税証明書:原本
- カ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書:写し可(法務局発行)
- キ 法人の定款:写し可
- ク 印鑑証明書:原本(法務局に登録してあるもの)

(2) 提出期間

令和8年8月10日(月)午前9時～令和8年8月31日(月)午後5時

(3) 提出方法

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までに提出先まで持参する。

なお、事前に電話にて来所日を連絡すること。また、提出期間外や郵送、電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出先

行方市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ

(5) 応募資格の確認及び結果通知

ア 応募者の参加資格の確認は、事務局において、参加表明書の提出日を基準とし、この要項で定める資格要件を満たしていることを確認する。

ただし、参加資格確認後から契約日の間に資格要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

イ 参加表明のあった者の中から、プロポーザル提案者を選定し、令和8年9月9日(水)までに通知する。

13 提案書等の提出

提出者として選定された法人は、以下のとおり提案書を提出する。

(1) 提出書類及び部数

ア 提出書類

- ・提案書送付書(様式9)
- ・応募動機(様式第10)
- ・運営に関する基本方針(様式11)
- ・運営管理(様式12)
- ・収支計画書(様式13)
- ・人員体制計画書(様式14)
- ・見積書(任意様式)(委託期間分) ※消費税は別に計上すること
- ・決算書(直近2年間の財務諸表、損益計算書):写し可

イ 書類は、正本1部、副本8部、合計9部提出すること。

ウ 提出書類は、A4版縦型ファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックス付きの仕切りを入れ、書類を

順番に綴じること。

エ 提案内容等において、様式に含められない場合は、適宜記入欄を拡大する、または別紙資料を添付するなどにより対応すること。

オ 提案内容を補足する参考資料の添付も可とする。ただし、過大な量とならないよう留意すること。また、提案書等の本体資料とは別にまとめ、どの項目の参考資料なのかわかるようインデックス等に記載すること。

カ 見積書は任意様式とし、各年度ごとに作成すること。なお、見積額は、収支計画書(様式第11号)の金額と整合すること。

(2)提出期間

令和8年9月14日(月)午前9時～令和8年9月28日(月)午後5時

(3)提出方法

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までに提出先まで持参する。

なお、事前に電話にて来所日を連絡すること。また、提出期間外や郵送、電子メールでの提出は不可とする。

提案書が期限までに提出されない場合、プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(4)提出先

行方市市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ

14 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(1)日時

令和8年10月7日(水)(予定)

実施日及び留意事項は、提案者に対し別途通知する。

(2)場所

行方市玉造庁舎内の会議室

(3)内容

提案書に基づくプレゼンテーションとヒアリング

(4)制限時間

1提案者につき40分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度)とする。

(5)出席者

説明、質疑応答、機器等の操作を含め1提案者あたり3名までとする。

(6)使用機器等

ア プレゼンテーションについては、原則提案書及び添付資料により行うが、ディスプレイ等を使用して説明することも認める。

イ パソコン等は提案者が用意すること。なお、電源及びディスプレイは事務局で用意する。

(7)傍聴等

プレゼンテーションとヒアリングは非公開とし、傍聴は認めない。

(8)その他

提案者が1社の場合でも、審査を実施する。

15 提案の審査、評価及び業務委託候補者の選定

(1)プロポーザル審査委員会の設置

プロポーザル方式による業務委託者の選定を厳正かつ公平に行うため、行方市地域包括支援センター運営業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会において提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2)審査基準

提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容について、以下の評価基準により審査及び評価を行い、業務委託候補者1者を選定する。

ア 評価項目及び配点

課題項目、配点、評価内容は以下のとおりとする。

イ 評価点合計が同点となった場合は、評価項目のうち「人員に関する事項」、「センター運営に関する事項」、「価格・経費に関する事項」の順に、その点数が高い者を上位者とする。

ウ 事業者数が2者に満たない場合は、審査委員会における評価結果が優良と認められる場合(満点の6割以上)に限り、委託候補者としす。

課題項目及び配点	評価内容
法人に関する事項 【10点】	センターの設置目的を理解しているか。 法人における公募区域の地域特性などがあるか。
センター運営に関する事項 【30点】	運営方針、地域や医療介護の連携体制に関しての考え方は適切か。 介護予防、認知症の人やその家族への支援についての考え方が適切か。 公益事業としての視点、公正・中立性の確保の必要性について理解しているか。 相談や苦情処理について研修やマニュアル等を整備しているか。 危機管理体制の内容は適切か。 個人情報保護の意義・必要性を理解しているか。 個人情報の取扱いの考え方は適切か。 など
価格・経費に関する事項 【10点】	見積価格や本業務に係る収支計画について(妥当性やコスト縮減等) など
人員に関する事項 【30点】	専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)各1名についてはどのように確保、配置するか。 人材の確保・配置について適正な方針、安定的な対応ができるか。 指導・運営体制は整っているか。
ヒアリングに関する事項 【20点】	ヒアリングにおいて、以下の着目点により評価する。 取組意欲はあるか。 質問等に対する応答が的確か。

16 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、すべての提案者に文書により通知する。また、行方市ホームページにて、決定事業者名等を公表する。また、審査結果内容に関する問い合わせには応じないものとする。

17 失格要件

以下のいずれかに該当した場合には、審査委員会において協議のうえ、失格となることがある。

- (1)提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3)提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4)審査委員会(プレゼンテーション、ヒアリング)に欠席した場合
- (5)審査委員会の委員長又は委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6)その他、審査委員会において不適当と認められた場合

18 契約の締結

- (1)業務委託候補者と提案内容を基本として、仕様及び見積額等について再度調整を行い、協議が整った場合に行方市財務規則に基づき契約を行う。
- (2)業務委託候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を業務委託候補者とする場合がある。

19 その他

- (1)プロポーザルへの参加費用、その他費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)選定結果に係る異議申し立てはできないものとする。
- (3)提案書等の取扱い
 - ア 提出後の提案書の訂正、追加提出は認めない。
 - イ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
 - ウ 提出された提案書は、選定及び説明のためその写しを作成し、使用することができる。
 - エ 提出された提案書は返却しない。
- (4)提出書類等に記載された個人情報、このプロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (5)提出された提案書は、行方市情報公開条例(平成17年9月2日条例第10号)の規定に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (6)参加の辞退
参加表明後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第3号)を提出すること。

20 提出先及び問い合わせ先

〒311-3512

茨城県行方市玉造甲 404 番地

行方市役所 市民福祉部 介護福祉課 高齢福祉グループ

電話 0299-55-0111

FAX 0299-55-3240

所属メールアドレス: name-kaifuku@city.namegata.lg.jp